

(2) 山武市景観計画の変更について（諮問）

○計画変更の経緯

1 色彩基準への問い合わせ

強調色を使用する場合においても、色彩基準の適用除外はないか。



2 色彩基準について検討

現在の状況

- ・山武市は強調色が利用できる割合が示されていない。
- ・色彩基準を超える色彩の使用に関する記述がない。

先進事例

- ・県内の景観計画策定団体は、色彩基準を超える色彩を使用する前提として強調色を使える割合が示されている。（山武市を除く。）



3 景観審議会に提案

- ・現在の色彩基準を超える色彩の使用の可否について
- ・強調色の割合を定めるか。



4 景観審議会の回答

- ・アクセントカラー（強調色）を使用すると引き締まる。
- ・説明がつく基準を数値化したほうがよいが、できるだけ低い割合に設定する。
- ・良いものは例外として認める道筋を検討する必要がある。

《参考》強調色の使用範囲の状況（県内景観計画策定団体：一般地域）

団体名	割合	対象か所等	備考
市川市	10%未満	開口部を含む外観各面	
我孫子市	1/15 以下	建築物の外壁 (色彩の指定あり。)	蛍光色を除き 1/45 は色彩の指定なし。
柏市	1/5 以内	建築物等の外壁各面	
流山市	1/10 未満	見付面積	
市原市	1/5 未満	建築物の見付面積	
浦安市	1/5 未満	各面	
船橋市	1/5 未満	見付面積	
千葉市	1/5 未満	見付面積	
松戸市	1/5 未満	外壁・外装の各面	
茂原市	1/5 未満	見付面積	
成田市	1/5 以下	外壁・屋根の立面積	
袖ヶ浦市	1/5 以内	見付面積 (色彩指定あり。)	
鎌ヶ谷市	5%以下	見付面積	
大網白里市	10%まで	壁面全体	
木更津市	1/20 以下	建築物の外壁各面	
酒々井町	原色や突出色を使用しないようにする。H29. 4. 26 告示 (条例未施行)		

※共通事項 強調色は、地域の景観に応じて適切に用いる。

○パブリックコメント

- (1) 実施期間 平成 29 年 11 月 1 日から平成 29 年 11 月 30 日まで
- (2) 募集結果 意見はありませんでした。
- (3) 掲示内容 以下のとおりです。

1 変更の背景

「第 4 章 4-2 景観形成基準」の色彩に関する事項は、以下のとおりとしています。

色彩	<ul style="list-style-type: none">・建築物の外壁には原色の使用は避けるなど、現在のまちなみ景観と調和する色彩とすること。（※別表を参照）・彩度や明度の高い色彩については、使用する色彩相互の調和や量のバランスに配慮し、全体の色調を引き締める効果を持つ強調色として使用すること。・木材や石材等の自然素材が持つ本来の素材色や、社寺等歴史ある建築物に使用される色彩はこの限りではない。
----	---

本変更案は、強調色の使用可能な割合及び色彩を明確にするために、所要の変更を行うものです。

2 変更の内容

別表の説明に以下を追加します。

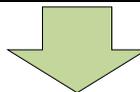
「建築物及び工作物の外観各面（開口部含む。）の 95%以上については、色彩基準の範囲内とする。その範囲を超える色彩を使用する場合には、強調色として使用するものとし、地域の景観に応じて適切に用いるものとする。」

3 変更のか所

(52 ページ)

※別表 色彩基準

色相	R (赤)、Y R (黄赤)	Y (黄) ~ (R P 赤紫)
明度	規制なし	
彩度	6.0 以下	4.0 以下



※別表 色彩基準

建築物及び工作物の外観各面（開口部含む。）の 95%以上について、下表の範囲内とする。下表の範囲を超える色彩については、強調色として使用するものとし、地域の景観に応じて適切に用いるものとする。

色相	R (赤)、Y R (黄赤)	Y (黄) ~ (R P 赤紫)
明度	規制なし	
彩度	6.0 以下	4.0 以下

4 告示及び施行の予定

平成 30 年 3 月を目途に告示し、平成 30 年 4 月 1 日に施行予定

○諮問（案）

都 都 計 第 ○ ○ ○ 号
平成 3 0 年 1 月 2 5 日

山武市景観審議会長 様

山武市長 椎名 千収

山武市景観計画の変更について（諮問）

山武市景観計画を別紙のとおり変更することについて、貴審議会の意見を求めます。

別紙

山武市景観計画の変更

「4-2 景観形成基準」の「※ 別表色彩基準」を次のように変更する。

※別表 色彩基準

建築物及び工作物の外観各面（開口部含む）の95%以上について、下表の範囲内とする。
下表の範囲を超える色彩については、強調色として使用するものとし、地域の景観に応じて適切に用いるものとする。

色相	R（赤）、Y R（黄赤）	Y（黄）～（R P赤紫）
明度	規制なし	
彩度	6.0 以下	4.0 以下